

岩沼市いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定 岩沼市・岩沼市教育委員会

～いじめは人間として許されない
卑怯な行為です！～

岩沼市・岩沼市教育委員会の取組を紹介します！



- ①いじめ防止を組織的・計画的に行う組織をつくります。
 - ・岩沼市いじめ問題対策連絡協議会
 - ・岩沼市いじめ問題対策推進委員会
 - ・岩沼市いじめ問題再調査委員会
- ②いじめを許さない学校づくりを支援します。
- ③いじめの早期発見のための相談体制を整備します。
- ④インターネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備します。
- ⑤いじめ防止に対する教職員の意識を高めます。
- ⑥いじめ防止に係る啓発活動を推進します。
- ⑦いじめ防止に係る財政的な措置を講ずるよう努めます。
- ⑧いじめ防止のための調査研究を行います。
- ⑨家庭，地域，学校が連携したいじめ防止のための活動を推進します。
- ⑩関係機関と連携していじめ防止に努めます。
- ⑪いじめ加害者に対して出席停止の措置を検討します。

重大事態への対応は次のようになります！

※重大事態：(児童生徒の生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき)

- ①学校または教育委員会の附属組織が事案の調査を行います。
 - ②調査の結果は保護者に伝えます。
 - ③調査の結果を市長に報告します。
- ※調査の結果が不十分となった場合は，調査結果について再度調査します。
- ④二度と同じ事態にならないように必要な措置を講じます。